

第8回別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

概要

開催日：平成23年2月10日（木）

時間：午後2時～午後4時

会場：役場101・102会議室

参加委員：21名（欠席委員19名）

会議次第：1 開 会

2 挨拶

3 議 案

1) 「別海町自治基本条例（草案）」【パブリックコメント・地域説明会からの意見】事務局（案）について検討

2) 「別海町自治基本条例【提言書（案）】」について検討

4 その他

5 閉 会

1 開 会 （委員長）

2 挨拶 （水沼町長より）

本日は第8回別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会全体会議ということで、皆様には大変お忙しい中ご出席頂きまして厚くお礼申し上げます。本検討委員会の会議につきましては今回が最後の予定であるとの事で、皆様におかれましては、仕事の合間や仕事が終わった後の大変お忙しい中、9月からという短い期間ではありましたが、精力的に全体での会議及びグループ会議を開催頂きまして、本町にふさわしい自治基本条例の草案をまとめて頂いたことにつきまして心から感謝を申し上げる次第です。

1月には地域説明会またパブリックコメントを実施致しましたが、その中でも色々なご意見が寄せられているところでございます。本日の委員会におかれましても、それらのご意見に対して十分にご検討頂きまして、最終的な提言書としてご提出頂ければと思っております。その後、議会での説明等を経て、この3月の議会へ提案したいと考えてございますので、本日もよろしくお願い致します。

最後に検討委員の皆様のご努力に対し重ねて御礼申し上げます。



3 議 題

- 1) 「別海町自治基本条例（草案）」【パブリックコメント・地域説明会からの意見】事務局（案）について検討

○委員長より

1月の19・20日に町内3地区で地域説明会を開催しており、その中で、町民の方よりご意見を頂いている。また、併せて行ったパブリックコメントにおいてもご意見が寄せられています。それらのご意見を踏まえた中で、一部手直しを加えた条文があることから、委員による確認・修正を頂き、最終的な条例と致したい。

(議案に基づき事務局より寄せられた意見を条文毎に説明。また、意見等により事務局において修正した条文についても併せて説明。以下は検討委員より意見のあった条文について、その内容等を記載してあります。)

①前文について

(事務局案)

わたしたちのまち別海町は、北海道の東端、根室管内の中央に位置し、東西に61km、南北に44kmで1,320km²という広大な面積のまちです。

ここ別海は、アイヌの人々や先人達によって海岸沿いに発展し、漁業の繁栄のもとにしたいに村落の形成が見られるようになり、定住者も徐々に増えて、その後内陸部に開拓の鋤が本格的に入ることとなりました。

そして、広大な土地を背景に農業では、火山灰性土壌など厳しい自然条件のもとで続けられた畑作が、昭和初期に相次いだ冷害凶作もあり、酪農主体となり、労苦にとまどいながら努力をつづけ、戦前には既に乳牛飼育数は3千頭に迫るまでに伸長し、戦後においては酪農専業で、根釧パイロットファームの建設事業・新酪農村建設事業・農業構造改善事業等による酪農家の規模拡大が進み、現在では生乳生産量が日本一の酪農のまちとなっています。

一方、遠く昔から営まれてきた漁業は、江戸時代後期には西別川の鮭が将軍に献上されるなど、現在もその歴史はつづいており、今では秋サケをはじめ、ホタテ・ホッカイシマエビなどを中心とした沿岸漁業のほか、とる漁業から育てる漁業に力を入れ、新たに増養殖事業に着手するなど資源管理型漁業の推進により、水揚げ量は比較的安定し、水産資源の維持増大に努めています。

また、国後島を望む海岸部には野付半島、野付湾、風蓮湖があり、全国でも有数な渡り鳥の飛来地として知られるとともにこの地域では、ゴマフアザラシ・オジロワシをはじめとする貴重な動植物の生態系がみられ、道立自然公園に指定されているほか、ラムサール条約登録湿地になっており、さらにはホッカイシマエビ漁に用いられる打瀬舟は野付湾の風物詩として知られ、「野付半島と打瀬舟」は北海道遺産に登録されています。

この様なすばらしい大地、豊かな海、優れた自然環境の中で暮らし、働き、学ぶわたしたちは、これら先人達の永い絶えまない苦闘ののち守り育てた歴史や文化、伝統を誇りに、今まで守ってきた産業や自然の良さを十分に生かしながら、いつまでも住み続けたいと思うまちとするため、別海町民憲章の5つの理念を尊重し、まちづくりを進めていかなければなりません。

そのため、町民が生き生きと暮らし、活動できるまちの実現に向け、それぞれの役割と責任を明確にし、地域社会における課題解決の仕組みづくりと協働による住民参画のまちづくりを目指すため、ここに別海町自治基本条例を制定します。

○検討委員からの意見

- ・内容的には良いが、文章的にもう少し格調高い方が良さそうし、同じ言葉が重なって出てきている部分等の細かい修正が必要である。例えば、11行目後段の「現在も」は除いても文章として繋がるのではないか。
- ・16行目より「ゴマフアザラシ・オジロワシを～動植物の生態系がみられ」とあるが、植物の固有名詞は盛り込まれていない。そうであれば動物の固有名詞も無くても以下の文章表現でも通じるのではないか。固有名詞を盛り込むのであれば植物も入れなければ中途半端である。
- ・全て省くよりは代表的な植物の名を盛りこんだ方が良いのでは。(センダイハギ・ハマナス・エゾカンゾウなど)
- ・町民からの意見にあるように、観光パンフレットにならないように、こういった表現は省いて格調高い文章にしたほうが良い。前文を見た人が行ってみようかと思うような文章が格調高い文章と考える。条例の前文として全体像を解ってもらうのであれば、固有名詞は省くべきである。
- ・21行目の「永い絶えまない」という表現はくどいのではないか。
- ・21行目後段の「今まで守ってきた～生かしながら」と言う文言は盛り込む必要があるだろうか。それまでの文章で内容は伝わっており、この表現が無い方がその後の文章にもスムーズに繋がると考える。
- ・3段落目以降の文章表現がもうひと工夫どうしても必要に感じる。すっきりしない。句読点も多いため読みづらくわかりづらい文章になっている。内容は良いと思うが・・・。
- ・全体に説明的文章のつながりとなっているため、かたまりで見るとわかりづらくなっている。
- ・全体の会議の中で文章表現を検討するのは難しいのではないか。そうであれば前文のみ検討する機会を設けるべきである。



●結果

- ・文章表現について委員長を含めた数名の委員による検討を行う事とし、その結果について提言書へ盛り込むこととする。

----- 次の意見へ -----

②町民参加の方法（第14条）について

○検討委員からの意見

- ・地域説明会において、「町民参加の方法」のための各制度は、町民が知らなければ何の役にも立たないものであるとの意見が出されている。町民が知らないのか、知ろうという意識が薄いのか。この条例をつくったら魂を入れるのは町民である。そういった意味では町民の意識の問題もあるのではないか。行政における策定後のPRの際はその点のことも触れて頂きたい。

- ・このような意見はいつも出てくるが、行政のPRといえはいつも広報べつかい等でやりま
すばかりである。本委員会のように様々な団体の方が集まっている機会があるのだから、
その代表の方々に声をかけ、PRをお願いしていくのも方法のひとつである。なんでもホ
ームページや広報ばかりではない。

●結果

- ・条文については変更なし。

-----次の意見へ-----

③住民投票の請求及び発議（第17条）について

（事務局案）

（住民投票の請求及び発議）

第17条 住民のうち選挙権を有する者が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第74条の規定により住民投票条例の制定を町長に請求することが出来ます。

2 議員が法第112条の規定により住民投票条例を発議することが出来ます。

3 町長がまちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事由について、住民の意思を直接に確認する必要
があると判断したとき、自ら提案することが出来ます。

○検討委員からの意見

- ・各項とも文末を「することが出来ます。」とするのであれば、それぞれの主語に続く接続
は「が」ではなく「は」でなければ文章表現がおかしいのではないか。

●結果

- ・上記の意見により下記のとおり修正。

（住民投票の請求及び発議）

は

第17条 住民のうち選挙権を有する者が~~が~~地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第74条の規定により住民投票条例の制定を町長に請求することが出来ます。

は

2 議員~~が~~法第112条の規定により住民投票条例を発議することが出来ます。

は

3 町長~~が~~まちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事由について、住民の意思を直接に確認する必要
があると判断したとき、自ら提案することが出来ます。

-----次の意見へ-----

④町民の役割及び責務（第19条）について

○検討委員からの意見

- ・協働といった状況で現在まちづくりに参加してくれる方がボランティアであって、「こう

しなさい・ああしなさい」となるとボランティアではなく強制になる。自分達が自主的に動き、また自分達が町民として生活している以上はそれだけの自己責任もあるといった事がわかるようにするべきである。地域説明会等で出された意見を考慮し、説明するものや図を作成する際は検討すべきである。

- ・この条文に限った事ではないが、自治基本条例は基本的な中身を定めるものであって、具体的内容であれば解説等で説明していくものとする。
- ・ボランティアサークル等で活動するだけがボランティアではない。もともとは自発的という意味がボランティアであることから、自分で行動し何かを行う事全てがボランティアと考える。本条例においてはあえてボランティアという表現は使用すべきではない。解説等でも含めない方が良いと考える。

●結果

- ・条文については変更なし。

----- 次の意見へ -----

⑤地域コミュニティ（第22条）について

（事務局案）

（地域コミュニティ）

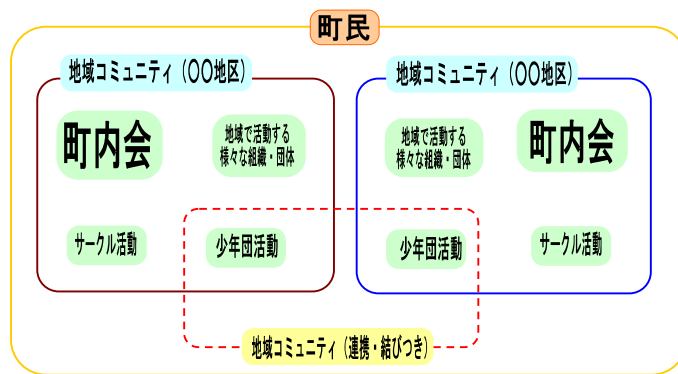
第22条 地域コミュニティとは、豊かなまちづくりに取り組むために、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織及び団体で形成される共同体をいいます。

○検討委員からの意見

- ・地域説明会において、地域活動団体には誰でも入れるのかといった意見が出されていたが、既に町民であれば大きく地域コミュニティの一員であるとする。事務局として「可能だと思います。」ではなく、そのような説明のくだりを設けてほしい。
- ・町民の中には地域で暮らしている方でも町内会等に参加されてない方もいる。そう考えるとそのような方達は地域におけるコミュニティとしてのつながりを持ってないのかと考えてしまう。
- ・まずは「別海町の町民」というところからスタートしている。地域コミュニティに参加しているかどうかの前の話ではないか。
- ・解説にあるイメージ図について、外枠に大きく「町民」を記載し、地域コミュニティ等を囲めば良いのではないかと。そうすれば、町内会等に参加されていない町民の方についても位置付けが理解されやすい。
- ・イメージ図における「ボランティア活動」の表現についても「サークル活動」に含めるべきではないか。

●結果

- ・上記の条文で良い。
- ・地域コミュニティのイメージについては次のとおり修正。



次の意見へ

⑥執行機関の職員の役割及び責務（第34条）について

（執行機関の職員の役割及び責務）

第34条 職員は、常に町民の目線に立ち、この条例の基本理念、基本原則及び本条例において定められた制度を遵守し公正で誠実に職務を遂行します。

- 2 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めます。
- 3 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し職務を遂行します。
- 4 職員は、互いに横断的連携を密にした職務を遂行します。

○検討委員からの意見

- ・「**全体の奉仕者**」については、全体会議において文言を削除した経緯がある。町民としてはこの条例の中においては職員の部分に期待が出てくると考える。職員が町民に対してどのような考えで仕事をするべきかの部分であるが、条文の表現上単に「常に町民の目線に立ち」よりは「**全体の奉仕者**」があった方がありがたいと考える。ただあまり強く規定してしまうとその部分を後々町民に強調される点も考慮した。「**全体の奉仕者**」という言葉自体が引がかかることから、解説に記載する際も「**町民全体の奉仕者**」としてはどうか。
- ・「**全体の奉仕者**」という言葉自体がわかりづらいため条文から削除されたと考える。前に「**町民**」をつけることでわかりやすくなるのであれば、解説で説明するよりも、条文に規定し直しても良いのではないか。



●結果

- ・上記の意見により下記のとおり修正。

（執行機関の職員の役割及び責務）

町民全体の奉仕者として

第34条 職員は、常に町民の目線に立ち、この条例の基本理念、基本原則及び本条例において定められた制度を遵守し公正で誠実に職務を遂行します。

- 2 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めます。
- 3 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し職務を遂行します。
- 4 職員は、互いに横断的連携を密にした職務を遂行します。

2)「別海町自治基本条例【提言書（案）】」について検討

○委員長より

本委員会としては、2月16日に提言書を提出したいと考えている。本日の委員会の最後に全体で条文の内容を確認し提言としたいが、再度皆さんに集まって頂いて提言書自体の検討をして頂くのではなく、原案を作成しているので、本日この場で提言書の構成について協議頂きたい。

(提言書について構成(案)を事務局より説明。条例の内容については本検討委員会で最終確認した内容を盛り込む事とする。また今後の提言書提出の日程等については委員長及び副委員長において協議することについて他の委員より了承。)

4 その他

○委員長より

最後のまとめではあったが予定通り検討を終えることが出来ました。9月に立ち上がり本日まで計8回、委員の皆様には建設的な意見を数多く頂き、何とかまとめることが出来ました。短い期間であるとの意見もあった中で、出来る限り努力をした結果と考えます。条例の草案をまとめた以上、今後はいかに町民に周知していくかに尽きます。本条例に魂を入れるのは町民である。条例が策定された後の幅広い周知も委員の務めでもありますので今後ともよろしくお願いします。

これまでのご協力につきまして誠にありがとうございました。

5 閉 会 (委員長)